

〈レジュメ1〉 知っておきたい！！
事業承継入門セミナー

2013/9/19

中村和洋法律事務所

弁護士中村和洋

1 元検事の弁護士が、なぜ中小企業の予防法務を？

検事経験10年、そして弁護士へ→社会、企業の病理現象を間近に

※病気の予防と同じく、紛争の事前予防こそが、大切

事業承継は、実は、**紛争の宝庫！！**

①親族間の泥沼の相続争い

②M&Aがうまくいかなかったときの紛争、裁判

③M&A後の紛争の顕在化

※心臓外科や脳外科の専門医は、病気予防の重要性や方策をよく知っている

→刑事事件や泥沼の民事裁判など修羅場を多く経験した弁護士も同じ

2 本セミナーの趣旨（何事も基本とネットワークが大事）

※経営者には→最低限、必要なポイントを。準備するのは、今！！

※士業、コンサルタントの方には

→どんな問題に誰を紹介するか。ネットワーク構築の必要性の再確認。

①弁護士

遺言、事業譲渡の法的問題

②税理士

税金を安くするための株価の下げ方

③社会保険労務士

多発する労働問題とその予防策

3 題材とするケース

◇NHS株式会社

衣料品の卸販売、アクセサリー小売、従業員28名。

社長：A（65歳）

専務：B（45歳） 長男。

C（40歳） 次男。別の企業に就職。

◇甲株式会社 異業種の他社。

4 長男Bが後継者となる場合

(1) 公正証書遺言

- ① 自筆証書遺言でも良いか？
公正証書遺言のメリットと注意点とは？
公証人は誰でも良い？
証人は？
費用は？
遺言執行者は必要？
遺留分とは？
債務の相続は？

② 記載例（別添資料）

(2) 死亡危急時遺言（民法976条1項）

- ①遺言者が死亡の危急に迫られていること。
- ②証人3人以上の立会いがあること（未成年，相続人やその妻，直径血族などは不可）。
- ③遺言者が証人の1人に遺言の趣旨を口授すること。
- ④口授を受けた証人がこれを筆記すること。
- ⑤遺言者及び他の証人に読み聞かせ，または閲覧させること
- ⑤各証人が，筆記が正確であることを承認した後，各自署名指印すること。
- ⑥遺言の日から20日以内に家庭裁判所の確認。なお，相続開始後，遅滞なく検認も必要。

※死亡危急時遺言の要件ではないが，有効性を担保する方策の3つとは？

- ①
- ②
- ③

(3) 弁護士等専門家の関与

贈与契約書の作成・アドバイス，遺言書の内容のアドバイス，遺言書作成，遺言執行者就任，死亡危急時遺言の証人など。

5 甲株式会社 に事業を譲渡する場合

(1) 手法の選択

- ①株式の譲渡
- ②事業の譲渡
- ③会社分割，合併

(2) M&A契約の注意点

ア 基本合意書について

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

イ 契約書について

①表明保証条項と、損害賠償責任

「譲渡人は、譲受人に対し、本契約締結日において、以下のとおり表明し、保証する。

・開示した財務諸表の内容が真実であること *e t c*」

「譲渡人の損害賠償すべき金額は、いかなる場合においても、本譲渡価額を超えることはない *e t c*」

②競業禁止

「本件事業譲渡の日以降〇年間、譲渡人は、譲受人の事前の書面による承諾なしに、〇〇において、〇〇の業務に従事してはならない。」

③管轄

「本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とする。」

(3) 法務デューディリジェンス (DD) とは？

ア 定義→ M&Aに法律上の支障が生じないか、問題点を調査すること。

イ 具体的には何をするのか？

①組織

定款，商業登記，株主名簿，各種議事録。会社法など各種法規制上，M&Aに支障が生じないか。

②不動産，動産

不動産登記，所有権や担保物権の有無・内容，賃貸借契約

③各種契約

Change of Control 条項，競業禁止事項，偶発債務（損害賠償）

④労務

就業規則など。偶発債務（解雇，時間外労働，パワハラ，セクハラの訴えなど）

⑤訴訟，紛争

現在、過去、将来の紛争、クレーム。

- ⑥コンプライアンス
反社会的勢力との関係、環境問題など。

→いわば企業の人間ドック（健康診断）のようなもの

(4) M&Aにおける法務リスク予防の4パターン

- ① フルコース
基本合意書、事業譲渡契約書の作成、相手方との打合同席、交渉、法務DD実施
- ② 法務DDコース
定款、会社登記、不動産登記、各種議事録、取引先との契約書、就業規則、各種規則の検討、訴訟問題（潜在的なものも含む）の検討、現地での担当者からのヒアリング、法務監査報告書の作成
- ③ 簡易監査コース
範囲を絞った簡易な監査（例：労務問題や、取引先との契約書の確認に絞るなど）
- ④ 法律相談（又は顧問契約）コース
法律相談、事業譲渡契約書のチェックなど

6 まとめ

- ①
- ②
- ③
- ④

※本セミナーに関連する内容又は事業承継に関連して、ご相談、ご質問があれば、下記まで、ご連絡ください※

中村和洋法律事務所 弁護士中村和洋（なかむらかずひろ）

〒530-0047 大阪市北区西天満2-9-3 西天満大治ロイヤールビル5階A号
TEL06-6361-7601
Fax06-6361-7611
URL:<http://www.k-nakamura-law.jp>
E-mail:kazu@k-nakamura-law.jp

〈著作権〉

※本レジュメの著作権は、弁護士中村和洋に帰属します。無断転載等は御遠慮ください。

〈資料〉

第1条

遺言者は、遺言者が有するNHS株式会社（本店所在地・・・）の株式○株のすべてを、遺言者の長男B（昭和○年○月○日生）に相続させる。

第2条

祖先の祭祀を主宰すべき者及び遺言者の葬儀の喪主として、長男Bを指定する（★ ）。

第3条

遺言者は、遺言者が有する下記不動産を、遺言者の次男C（昭和○年○月○日生）に相続させる（★ ）。

土地	所在	大阪市・・・
	地番	○番
	地目	宅地
	地積	○平方メートル
建物	所在	大阪市・・・
	家屋番号	○番
	種類	居宅
	構造	木造瓦葺二階建
	床面積	○平方メートル

第4条

遺言者は、下記の預貯金債権を含め、本遺言の効力発生時点で、遺言者名義となっている預貯金債権全部を、長男Bに相続させる。

（1）○銀行○支店 普通預金 口座番号・・・・・・
.....

第5条

遺言者は、NHS株式会社に対する貸付債権のすべてを、長男Bに相続させる。

第6条

遺言者は、下記を含む遺言者の債務のすべてを、長男Bに相続させる（★ ）。

記

債権者：○銀行（○支店扱い）
借入日：平成○年○月○日
内容：主債務者NHS株式会社の連帯保証債務
元本：金○円

第7条

本遺言の第1条から第6条に記載のない遺言者の財産は、すべて長男Bに相続させる。

第8条

本遺言の遺言執行者として、○○を指定する（★ ）。

第9条

遺言執行者は、遺産である不動産について所有権移転登記手続をする権限、預貯金について単独での名義変更、解約及び払戻しをする権限、○銀行○支店にある遺言者名義の貸金庫の開扉、解約及び名義変更の権限を有する。

第10条

遺言執行者に対する執行報酬は、遺言者と〇〇との報酬約定書に定める額による。

第11条 付言（★）

1 私の願いは、私が創業して成長させたNHS株式会社を、私の亡き後も、維持・発展させることです。次男Cにおいては、長男Bが、株式会社甲の経営を引き継いで、同社をより発展させるよう、協力してください。

2 上記の遺言によって私の財産を分割した結果、次男Cの遺留分を侵害する場合は、長男Bは、同人が受取人となっている下記（1）記載の生命保険金及び下記（2）の死亡退職金のほか、長男Bが相続したNHS株式会社の株式の一部を同社に買い取らせる方法等によって、資金を用意し、次男Cに、同人の遺留分額と遺言により取得した財産の差額を代償金として支払ってください。

（1）生命保険金

保険会社：〇〇生命

契約番号：××

契約日：平成〇年〇月〇日

契約者：遺言者

被保険者：遺言者

受取人：長男B

（2）死亡退職金

支払主：NHS株式会社

退職者：遺言者

受取人：長男B

参考：山口和男著「公証役場 公正証書活用のすすめ」税務経理協会，坪多晶子ほか「生前から備える財産承継・遺言書作成マニュアル」ぎょうせい